

市立旭川病院RPA導入運用支援業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和4年10月14日

旭川市病院事業管理者 青木 秀俊

## 1 契約担当部局

〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号  
市立旭川病院 事務局経営管理課総務係  
電話 0166-24-3181 (内線5513)  
E-mail h\_keieikanri@city.asahikawa.hokkaido.jp

## 2 業務の概要

(1) 業務名 市立旭川病院RPA導入運営支援業務

(2) 業務内容

働き方改革の推進に資する取組として、定型的な業務についてRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）やAI-OCRを活用し、職員の負担を軽減しながら、業務へのRPA活用を広げ、業務の効率化及び事務処理誤りの防止を図る。

(3) 履行期間 令和4年11月15日から令和5年3月31日まで

## 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 旭川市物品購入等の競争入札参加資格の入札参加資格を有していること。

イ 他自治体において、本業務又はそれに類似した業務を受託した実績がある者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。

## 4 実施要領等の交付期間及び方法

市立旭川病院RPA導入運用支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間 令和4年10月14日から令和4年10月24日まで

(2) 交付方法

市立旭川病院のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hospital/>

## 5 参加手続等

### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年10月24日（月）午後5時必着

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法

持参又は一般書留郵便若しくは簡易書留郵便による郵送により提出すること。

### (2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

### (3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年11月4日（金）午後5時必着

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法

持参又は一般書留郵便若しくは簡易書留郵便による郵送により提出すること。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 7 受託候補者の特定

市立旭川病院RPA導入運用支援業務審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約保証金

要する。ただし、市立旭川病院契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否

要する。

### (4) 支払条件

一括後払いとする。

### (5) 委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

- (6) 委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて市立旭川病院の承諾を得なければならない。

## 9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 詳細は実施要領等による。